

追加2 SGEC 認証制度に関する Q and A

2017年6月10日

追加2 SGEC 認証制度に関する Q and A 質問

(認証書の認証範囲)

1. 認証書は、企業が販売する木材について、その木材が認証（適用）範囲外（COCの対象外）であっても認証規格を遵守していることを証明しますか？

(DDS)

2. DDS は企業の生産範囲にあるすべての製品（すべての投入原材料）に適用されるのですか？

(管理材)

3. 原材料を正式に「SGEC/PEFC 管理材」として販売するためには、CoC管理事業体（企業）はその原材料に関する出荷伝票等に認証番号と「SGEC/PEFC 管理材」のSGEC/PEFC 主張を表示しなければなりませんか？
4. 上記の解答に関連し、CoC管理事業体（企業）がSGEC/PEFC のDDS を実行すると、「その他の原材料」は「SGEC/PEFC管理材」となりますが、SGEC/PEFC の主張を付して販売して良いのですか？
5. 「SGEC/PEFC 管理材」の主張は消費者に販売する最終商品にも使用が可能ですか？
6. パーセンテージ方式で、SGEC/PEFC 認証原材料をSGEC/PEFC 管理材に混合することはできますか？
その場合、主張はどうなりますか？
「X%SGEC/PEFC 認証」となるのですか？
7. SGEC/PEFC 管理材の扱いをCoC認証書の認証（適用）範囲に記述する必要がありますか？

(CoC 管理事業体（企業）の認証)

8. SGEC-CoC 認証規格に基づく認証 CoC 管理事業体（企業）は、SGEC 及び PEFC 認証材を取り扱うことができますか？

9. 認証 CoC管理事業体（企業）の登録はどのようになされるのですか・？

(CoC 認証書)

10. CoC 認証書上の表記についてはどのようになりますか？

(認証森林の現地表示)

11. SGEC 認証森林に SGEC/PEFC 認証森林として表示できますか？

(PEFC ロゴの色の変更)

12. PEFC ロゴの一部の色を変えたいのですが、何か手続きは必要ですか？

(CoC 認証事業体の認証の変更)

13. 従来 PEFC の認証をとっていたのですが、SGEC が PEFC と相互承認をしたことを機会に SGEC 認証に切り替えたいのですが、どうすればいいですか？

追加2 SGEC 認証制度に関する Q and A

(認証書の認証範囲)

1. 認証書は、企業が販売する木材について、その木材が認証（適用）範囲外（CoCの対象外）であっても認証規格を遵守していることを証明しますか？

本来認証書は、出処に問題がある原材料の調達のリスクが「極小」であるかどうかを検証するためのものです。この検証は、認証書（CoC）の認証（適用）範囲に含まれる木材・木製品にのみ適用されます。CoC管理事業体（企業）が、SGEC/PEFC のDDS を自社が販売するすべての木材・木製品を適用したい場合は、自社のすべての木材・木製品がSGEC/PEFC のCoC の認証（適用）範囲に含まれることを確実にしなければなりません。

(DDS)

2. DDS は企業の生産範囲にあるすべての製品（すべての投入原材料）に適用されるのですか？

DDS は、CoC規格に含まれる要求事項の一部であり、CoC管理事業体（企業）のSGEC/PEFC-CoC の認証範囲にある木や紙製品にのみ適用されます。CoC の対象範囲外にある木製品については、DDS の実行によって検証されません。もしCoC管理事業体（企業）がDDS をすべての又は追加木製品に適用したい場合には、現状の木製品についての認証（適用）範囲を拡大する必要があります。

(管理材)

3. 原材料を正式に「SGEC/PEFC 管理材」として販売するためには、CoC管理事業体（企業）はその原材料に関する出荷伝票等に認証番号と「SGEC/PEFC 管理材」のSGEC/PEFC 主張を表示しなければなりませんか？

「SGEC/PEFC 認証材」の販売と同じように、「SGEC/PEFC 管理材」についてもその情報を伝達する必要があり、SGEC/PEFC 主張と認証番号の表示が求められます。

ただし、「PEFC管理材」主張については、パーセンテージ表示をしません。

4. 上記の解答に関連し、CoC管理事業体（企業）がSGEC/PEFC のDDS を実行すると、「その他の原材料」は「SGEC/PEFC管理材」となりますが、SGEC/PEFC の主張を付して販売して良いのですか？

認証率が100%以下の原材料であっても、%を表示の上で認証主張をすることは可能ですが、SGEC/PEFC 認証主張を付せずに販売する原材料は、「SGEC/PEFC 管理材」として主張して販売することが出来ます。

5. 「SGEC/PEFC 管理材」の主張は消費者に販売する最終商品にも使用が可能ですか？

SGEC/PEFC 管理材は、消費者に対しても主張して販売できます。但し、SGEC/PEFC 管理材のロゴラベルはありません。

6. パーセンテージ方式で、SGEC/PEFC 認証原材料をSGEC/PEFC 管理材に混合することはできますか？

その場合、主張はどうなりますか？

「X%SGEC/PEFC 認証」となるのですか？

パーセンテージ方式により管理されている原材料にSGEC/PEFC 管理材を投入する場合には、SGEC/PEFC 管理材はあくまでも「その他の原材料」として扱われ、それ以外の「その他の原材料」と同様に認証原材料と混合することは可能です。但し、これを認証率に合算することはできません。なお、CoC管理事業体（企業）は、「SGEC/PEFC 認証」主張を付して販売することができないすべての製品に「SGEC/PEFC 管理材」の主張を付すことが出来ます。この場合、SGEC/PEFC 管理材の主張には、パーセンテージ表示をしません。（認証率が低いなどの理由であえて認証主張をしない場合を除いて、「SGEC/PEFC 管理材」の主張は原則としてすべてが「その他原材料」である場合になります。）

7. SGEC/PEFC 管理材の扱いをCoC認証書の認証（適用）範囲に記述する必要がありますか？

CoC認証書の認証（適用）範囲に「SGEC/PEFC 認証」の木製品の扱いが記述されるのと同様に、「SGEC/PEFC 管理材」の木製品を販売する場合には、そのCoC認証書の認証（適用）範囲に「SGEC/PEFC 管理材」について記述しなければなりません。

（PEFC ST 2003:2012 12.2項）

（CoC 管理事業体（企業）の認証）

8. SGEC-CoC 認証規格に基づく認証 CoC 管理事業体（企業）は、SGEC 及び PEFC 認証材を取り扱うことができますか？

次の理由により、SGEC-CoC 認証規格に基づく認証 CoC 管理事業体（企業）は SGEC

及び PEFC 認証材の両方を CoC の対象として扱うことができます。

- (1) SGEC-CoC 認証規格は、PEFC-CoC 認証規格に適合している旨 2016 年 6 月 3 日の PEFC 総会より適合審査に基づく承認を受けていること。
- (2) SGEC 附属文書 2-10-1-4 「SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について」において「SGEC の認定の適用範囲にPEFC規格で規定する認定の適用範囲を含めなければならない。」旨定めており、SGEC-CoC認証規格の範囲で認定を受けた認証機関はSGEC及びPEFC認証材を扱うCoC管理事業体（企業）の認証を行う能力を有していること。

9. 認証 CoC管理事業体（企業）の登録はどのようになされるのですか・？

認証 CoC管理事業体（企業）のSGEC登録は次のように行われます。ただし、次の「(1)」及び「(2)」を重複して登録することはできないこととなっております。
なお、登録は認証書単位で行うこととしております。

- (1) SGEC-CoC認証規格に基づく認証CoC管理事業体（企業）は、SGEC-CoC管理事業体（企業）として登録することとなります。但し、認証 CoC管理事業体（企業）の認証材取り扱い能力を明らかにするため、当面、SGEC/PEFC-CoC管理事業体（企業）として登録し、SGECホームページ*上で公開することとします。
- (2) PEFC-CoC認証規格に基づく認証CoC管理事業体（企業）は、PEFC-CoC管理事業体（企業）として登録（SGEC附属文書2-2-2「SGEC/PEFCシステム」に基づく）し、SGECホームページ上で公開することとします。
- (3) なお、PEFC ホームページ**上での登録（PEFCGD1004:2009「PEFC 認証制度の管理運営」の「7」に基づく）についても、前記(1)、(2)の内容で行われることとなっております。但し、SGEC-CoC 認証規格が PEFC 認証規格と相互承認がなされていることから、SGEC-CoC 管理事業体（企業）については、PEFC-CoC 管理事業体（企業）と認めて登録され、PEFC ホームページ上で公開されることとなります。

* SGECホームページ : <http://www.sgec-eco.org/>

** PEFC ホームページ : <https://www.pefc.org/>

(CoC 認証書)

10. CoC 認証書上の表記についてはどのようになりますか？

具体的には次に示す「認証書の表題（タイトル）と認証範囲の記載例（認証書の様式は各認証機関が定め発行している。）」に示す通りとしますが、認証 CoC 管理事業体（企業）の認証材等の取り扱い能力を明確化するために、必要に応じて次の表記ができることとしております。

- (1) 認証書の表題（タイトル）を「SGEC/PEFC-CoC 認証書」とすること。
- (2) 認証書に記載される認証範囲欄の認証規格について「SGEC-CoC 認証規格」に「PEFC 相互承認認証規格」と付記すること。
- (3) 認証書に SGEC、PEFC 両方のロゴマークを掲載すること。

<参考> 認証書の表題並びに情報項目及び認証範囲の記載例

(SGEC 附属文書 2-10 の「3.4」及び PEFC ST 2003:2012 の「7.7」等に基づく)

認証書の表題	
SGEC-CoC 認証規格	「認証書」若しくは「SGEC-CoC 認証書」又は「SGEC/PEFC-CoC 認証書」
PEFC-CoC 認証規格	「認証書」若しくは「PEFC-CoC 認証書」
認証機関 (SGEC/PEFC 共通)	公示認定認証機関名 認定マーク (ロゴや認定番号など) を添付
名称及び住所 (SGEC/PEFC 共通)	CoC 管理事業体 (企業) 名称及び住所
認証番号	
認証の有効期限	20xx 年 x 月 x 日～20xx 年 x 月 x 日と表記
認証対象業種 (SGEC のみ)	SGEC 文書 2 の第 13 条 1 項で分類する対象業種
認証の範囲	
認証規格	
SGEC-CoC 認証規格	SGEC-CoC 認証規格 (0000 年版) (PEFC との相互承認規格)
PEFC-CoC 認証規格	PEFC-CoC 認証規格 (0000 年版)
管理 (CoC) 方式 (SGEC/PEFC 共通)	物理的分離方式及び/又はパーセンテージ方式
原材料カテゴリー (原材料カテゴリーの定義は関連文書名を記載)	
SGEC-CoC 認証規格	SGEC/PEFC 認証材及び/又は SGEC/PEFC 管理材等
PEFC-CoC 認証規格	PEFC 認証材及び/又は PEFC 管理材等
認証対象製品 (業種)	
SGEC-CoC 認証規格	SGEC 附属文書 2-10-5 で分類する対象製品名

	PEFC-CoC 認証規格	別に定める PEFC 規格で分類する対象製品名 (基本的に前記 SGEC 附属文書 2-10-5 と同じ)
	有効期間等 (SGEC/PEFC 共通)	認定マーク及びロゴマーク等及び有効期間等

(注) 管理材を扱う場合は、原材料カテゴリー欄に必ずその旨記載すること。

(認証森林の現地表示)

11. SGEC 認証森林に SGEC/PEFC 認証森林として表示できますか？

SGEC-FM 公示認定認証機関は、国際認定フォーラム (IAF) の国際相互承認協定 (MLA) に署名した認定機関より、製品認証機関に関する国際規格 (ISO/IEC 17065) により適合している旨の認定をされております。

従って、SGEC-FM 公示認定認証機関が発行する FM 認証書において、認証森林を明記することができることとなっており、認証森林の現地において認証森林として標識等で明示することは可能となっております。

また、SGEC-FM 規格は、PEFC との相互承認 (SGEC-FM 規格は PEFC 国際規格に適合している旨承認されている) がなされており、SGEC 認証森林について、PEFC 相互承認認証森林である旨明示するは可能です。

具体的には、「SGEC 認証森林」、「SGEC/PEFC 相互承認認証森林」若しくは SGEC/PEFC 認証森林」等の表示が可能であります。

(PEFC ロゴの色の変更)

12. PEFC ロゴの一部の色を変えたいのですが、何か手続きは必要ですか？

PEFC ロゴの一部の色の変更については、PEFC ロゴの商標登録に関連する事項でもありますので、PEFC の許可が必要です。また、この許可は当該許可に係るもののみ限定されます。

具体的に PEFC ロゴの一部の色の変更について要望がありましたら SGEC 事務局又は直接 PEFC 事務局に申し出ていただきたいと思います。

(具体例)

PEFC Council • CP 636 • 1215 Geneva • Switzerland

Nippon Paper Industries Co., Ltd., Paper Pak Division
Mr. Mitsuharu Takahashi
4-6 kanda Surugadai, Chyoda-ku
Tokyo 101-0062
Japan

26 May 2017

APPLICATION FOR EXCEPTIONAL PEFC LOGO USAGE

Dear Mr. Mitsuharu Takahashi,

Following your application for an exceptional PEFC Logo usage by Nippon Paper Industries Co., Ltd., Paper Pak Division, I confirm the permission to use the PEFC Label in different colours than outlined in the PEFC Logo Usage Rules, namely in the blue colour (J-504) as specified in the attached artwork.

Please note that this permission only applies to Nippon Paper Industries Co., Ltd., Paper Pak Division and the labels and products shown in the enclosed file.

If you have any queries concerning the above, please do not hesitate to contact our office.

Yours sincerely,



Ben Gunneberg
PEFC Council, Secretary General

(CoC 認証事業体の認証の変更)

13. 従来 PEFC の認証をとっていたのですが、SGEC が PEFC と相互承認をしたことを機会に SGEC 認証に切り替えたいのですが、どうすればいいですか？

SGEC-CoC 認証規格は PEFC-CoC 規格に準拠して策定されており、その内容は一部を除いてほぼ同じである。従って、PEFC-CoC 認証規格に基づく「CoC 認証」から SGEC-CoC 認証規格に基づく「CoC 認証」への移行については、当面の措置として、毎年行われる定期審査において、両認証規格の異なる部分について必要な審査を行った上で、「認証番号」及び「適用される CoC 認証規格」等の認証範囲の変更によって対応出来るものとする。